

株式会社ベガルタ仙台 障がい者サポートーズ Golazo! 尚経学院大学との  
インクルーシブスポーツキャラバン及び相互協力連携に関する協定書

株式会社ベガルタ仙台（以下「甲」という。）と障がい者サポートーズ Golazo!（以下「乙」という。）と尚経学院大学（以下「丙」という。）は、第1条に定める目的を達成するため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙がそれぞれの持つ人材、知識、情報などの資源を活用して包括的かつ多様な分野で相互に協力することにより、地域社会の発展と改善に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携して実施する。また、各号に定めのない事項については別途協議する。

- (1) インクルーシブスポーツキャラバンに関すること。
- (2) SDGs の目標達成に向けた取り組みに関すること。
- (3) スポーツを通じた健康増進に関すること。
- (4) 障がいの有無に関わらず全ての人が活躍できる社会創生に関すること。
- (5) 教育・人材育成に関すること。
- (6) 学術研究に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に行うため、甲、乙及び丙は、当該事項の実施について協議するものとする。この場合において、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙が合意の上決定する。

（経費負担）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項の実施に係る経費の負担について、その都度協議し、決定するものとする。

（情報保護）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報を（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定の終了後においても効力を有する。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、2022（令和4）年10月2日から2023（令和5）年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれかからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第6条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙3者記名押印の上、各自1通ずつ保有する。

2022（令和4）年10月2日

甲 宮城県仙台市青葉区本町3-6-16

漁信基ビル4階

株式会社ベガルタ仙台

代表取締役社長 佐々木 知廣



乙 宮城県多賀城市中央2-25-3

障がい者サポートーズ Golazo!

代表 相澤直



丙 宮城県名取市ゆりが丘4-10-1

尚経学院大学

学長 鈴木道子

